

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
11月28日
(火曜日)

目次

告示

家畜伝染病の発生の届出(畜産振興課).....一

阿知須都市計画公園の変更(都市計画課).....一

防府都市計画公園の変更(都市計画課).....一

周南都市計画道路事業の認可(都市計画課).....二

土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....三

准看護師試験の実施(医務保険課).....三

山口県職業能力開発計画の策定(労働政策課).....四

県営響地区畑地帯総合整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....四

一般競争入札の実施(水産振興課).....四

監査公表.....七

監査公表.....七



山口県告示第六百三十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜伝染病が次のとおり発生した旨の届出があった。

平成十八年十一月二十八日

山口県知事 二井 関成

病名	種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨ一ネ病	牛(ホルスタイン種)	患畜	一	下関市豊北町大字滝部	平成一八、一一、二〇

山口県告示第六百三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、阿知須都市計画公園を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十一月二十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
阿知須都市計画公園九・五・一 山口きらら博記念公園
- 二 変更の内容
公園の追加

山口県告示第六百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、防府都市計画公園を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十一月二十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
防府都市計画公園四・五・一 天神山公園
- 二 変更の内容
区域の変更

山口県告示第六百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、周南都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成十八年十一月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称

光市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画道路事業三・五・百十一川園線

三 事業施行期間

平成十八年十一月二十八日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

光市木園一丁目

山口県告示第六百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成十八年十一月二十八日

山口県知事 二井 関 成

区域の名称	区域の範囲	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
依山湯町(一)(1)	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
依山湯町(一)(2)	次の図のとおり	"
依山湯町(一)(3)	次の図のとおり	"
依山湯町(一)(4)	次の図のとおり	"
依山湯町(一)(5)	次の図のとおり	"

依山湯町(一)(6)	次の図のとおり	"
依山湯町(一)(7)	次の図のとおり	"
依山湯町(一)(8)	次の図のとおり	"
依山湯町(一)(9)	次の図のとおり	"
依山湯町(一)(10)	次の図のとおり	"
依山湯町(一)(11)	次の図のとおり	"
依山湯町(一)(12)	次の図のとおり	"
依山湯町(一)(13)	次の図のとおり	"
依山湯町(一)(14)	次の図のとおり	"
依山湯町(一)(15)	次の図のとおり	"
依山湯町(一)(1)	次の図のとおり	土石流
依山湯町(一)(2)	次の図のとおり	"
依山湯町(一)(3)	次の図のとおり	"
依山湯町(一)(4)	次の図のとおり	"
依山湯町(一)(5)	次の図のとおり	"
依山湯町(一)(6)	次の図のとおり	"
依山湯町(一)(7)	次の図のとおり	"
依山湯町(一)(8)	次の図のとおり	"
依山湯町(一)(9)	次の図のとおり	"
依山湯町(一)(10)	次の図のとおり	"

依山湯町(11)	次の図のとおり	"
依山湯町(12)	次の図のとおり	"
依山湯町(13)	次の図のとおり	"
依山湯町(14)	次の図のとおり	"
依山湯町(15)	次の図のとおり	"
依山湯町(16)	次の図のとおり	"
依山湯町(17)	次の図のとおり	"
依山湯町(18)	次の図のとおり	"
依山湯町(19)	次の図のとおり	"
依山湯町(20)	次の図のとおり	"

備考 「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市経済建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。



(五九六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年一月十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十一月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日
平成十八年十一月十六日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 めばえ友の会
 代表者の氏名 江村 宏
 主たる事務所の所在地 防府市大字高井一四一番地六
 定款に記載された目的
- 三 障害者基本法及び障害者自立支援法に基づき、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して創作的活動、生産活動等の福祉活動を行うことにより、障害を持つ人々の自立及び社会参加を促進し、もって福祉の増進及びまちづくりの推進に寄与すること。

(五九七) 准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。)第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施します。

平成十八年十一月二十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 試験の日時
平成十九年二月十五日(木曜日)午後一時から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所
山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク
- 三 受験資格
法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。
- 四 受験願書の受付期間
平成十九年一月四日(木曜日)から同月十一日(木曜日)まで(郵送の場合は、一月十一日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 五 受験願書の提出先
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三ー八五〇一)
山口県健康福祉部医務保険課
- 六 提出書類等
 (一) 受験願書
 (二) 受験資格証明書
 (三) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影し

た無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。）

七 受験手数料

六千九百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成十九年三月十四日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部医務保険課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部医務保険課にすること。

(二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部医務保険課(電話〇八三一九三三二九九二八)にすること。

(五九八) 山口県職業能力開発計画の策定

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり山口県職業能力開発計画を策定しました。

平成十八年十一月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 計画の内容

縦覧に供する山口県職業能力開発計画のとおり

二 縦覧の場所

山口県商工労働部労働政策課、山口県立東部高等産業技術学校及び山口県立西部高等産業技術学校

(五九九) 県営響地区畑地帯総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営響地区畑地帯総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年十一月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営響地区畑地帯総合整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年十一月二十九日から同年十二月十八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六〇〇) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十八年十一月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

漁業取締船きらかぜの定期検査業務(船体部) 一式

(二) 業務の内容

入札説明書による。

(三) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七

十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成十八年山口県告示第六十一号)に基づき資格審査において、船舶について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) ドライドックにおいて業務を行うことができる者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

四 入札説明書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(三) 受領期限

平成十九年一月十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年一月十二日午前十時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県海区漁業調整委員会室

(二) 日時

平成十九年一月十二日午前十時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局会計課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話〇八三一九三三―三五一〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: A regular inspection of the hull of the fisheries patrol boat Kirakaze

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3510)

(5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. January 11, 2007
(In case of bringing a tender: 10:30 A.M. January 12, 2007)

一 入札に付する事項

(一) 次に掲げる業務の委託

(二) 業務の名称及び数量

漁業取締船きらかぜの定期検査業務(機関部) 一式

(三) 業務の内容

入札説明書による。

(三) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成十八年山口県告示第六十一号)に基づき資格審査において、機械、機器及び金属製品について特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

四 入札説明書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもつて落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(三) 受領期限

平成十九年一月十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年一月十二日午後一時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県海産物調整委員会

(二) 日時

平成十九年一月十二日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局会計課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話〇八三一九三三―三五一〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: A regular inspection of the engine room of the fisheries patrol boat Kirakaze

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-

3510)
 (5) Time-limit for tender : 5 : 15 P.M. January 11, 2007
 (In case of bringing a tender : 1 : 30 P.M. January 12, 2007)



監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成18年11月28日

山口県監査委員 村 田 哲 雄
 同 小 泉 利 治
 同 竹 田 義 廣
 同 村 田 博

監査の結果に関する報告

監 査 簡 所	監査年月日	監査委員名
政策企画課	平成18年8月30日	村 田 博
広報広聴課	" "	" "
統計分析課	" "	村 田 哲 雄
秘書課	" "	村 田 博
職員厚生課	" "	村 田 哲 雄
字事文書課	" "	" "
管財課	" "	小 泉 利 治
防災危機管理課	" "	" "
地域政策課	" "	" "
市町課	" "	竹 田 義 廣
国際課	" "	" "
情報企画課	" "	" "
男女共同参画課	" "	村 田 博
環境政策課	" "	9月19日

生活衛生課	" "	" "	" "
廃棄物・リサイクル対策課	" "	" "	" "
自然保護課	" "	8月11日	" "
厚政課	" "	9月19日	竹 田 義 廣
医務保険課	" "	" "	" "
健康増進課	" "	" "	" "
薬務課	" "	8月11日	村 田 哲 博
長寿社会課	" "	9月14日	村 田 哲 博
こども未来課	" "	" "	" "
障害者支援課	" "	" "	竹 田 義 廣
商政課	" "	6日	小 泉 利 治
新産業振興課	" "	11日	" "
経営金融課	" "	" "	" "
労働政策課	" "	8月24日	竹 田 義 廣
農林水産政策課	" "	9月14日	" "
農業経営課	" "	" "	" "
農業振興課	" "	" "	村 田 哲 雄
農村整備課	" "	6日	村 田 博
畜産振興課	" "	" "	" "
森林企画課	" "	" "	" "
森林整備課	" "	4日	村 田 哲 雄
水産振興課	" "	" "	小 泉 利 治
漁港漁場整備課	" "	" "	" "
監理課	" "	11日	村 田 博
技術管理課	" "	" "	" "
道路整備課	" "	8月21日	村 田 哲 博
道路建設課	" "	9月11日	村 田 哲 博
都市計画課	" "	" "	" "
砂防課	" "	8月21日	村 田 哲 雄
河川課	" "	" "	" "
河川開発課	" "	9月11日	小 泉 利 治
港湾課	" "	6日	" "
住宅課	" "	" "	" "
会計課	" "	8月24日	" "

品名	品番	品名	品番	品名	品番	品名	品番	品名	品番
物品管理課	"	物品管理課	"	物品管理課	"	物品管理課	"	物品管理課	"
議事事務局	"	議事事務局	"	議事事務局	"	議事事務局	"	議事事務局	"
監査委員事務局	"	監査委員事務局	"	監査委員事務局	"	監査委員事務局	"	監査委員事務局	"
労働委員会事務局	"	労働委員会事務局	"	労働委員会事務局	"	労働委員会事務局	"	労働委員会事務局	"
人事委員会事務局	"	人事委員会事務局	"	人事委員会事務局	"	人事委員会事務局	"	人事委員会事務局	"
教育庁教育政策課	"	教育庁教育政策課	"	教育庁教育政策課	"	教育庁教育政策課	"	教育庁教育政策課	"
教職員課	"	教職員課	"	教職員課	"	教職員課	"	教職員課	"
福利課	"	福利課	"	福利課	"	福利課	"	福利課	"
義務教育課	"	義務教育課	"	義務教育課	"	義務教育課	"	義務教育課	"
高校教育課	"	高校教育課	"	高校教育課	"	高校教育課	"	高校教育課	"
社会教育・文化財課	"	社会教育・文化財課	"	社会教育・文化財課	"	社会教育・文化財課	"	社会教育・文化財課	"
人権教育課	"	人権教育課	"	人権教育課	"	人権教育課	"	人権教育課	"
学校安全・体育課	"	学校安全・体育課	"	学校安全・体育課	"	学校安全・体育課	"	学校安全・体育課	"
周南県税事務所	"	周南県税事務所	"	周南県税事務所	"	周南県税事務所	"	周南県税事務所	"
山口	"	山口	"	山口	"	山口	"	山口	"
下関	"	下関	"	下関	"	下関	"	下関	"
周南県民局	"	周南県民局	"	周南県民局	"	周南県民局	"	周南県民局	"
下関	"	下関	"	下関	"	下関	"	下関	"
きららスポーツ交流公園管理事務所	"	きららスポーツ交流公園管理事務所	"	きららスポーツ交流公園管理事務所	"	きららスポーツ交流公園管理事務所	"	きららスポーツ交流公園管理事務所	"
消費生活センター	"	消費生活センター	"	消費生活センター	"	消費生活センター	"	消費生活センター	"
動物愛護センター	"	動物愛護センター	"	動物愛護センター	"	動物愛護センター	"	動物愛護センター	"
岩国健康福祉センター	"	岩国健康福祉センター	"	岩国健康福祉センター	"	岩国健康福祉センター	"	岩国健康福祉センター	"
柳井	"	柳井	"	柳井	"	柳井	"	柳井	"
山口	"	山口	"	山口	"	山口	"	山口	"
萩	"	萩	"	萩	"	萩	"	萩	"
総合医療センター	"	総合医療センター	"	総合医療センター	"	総合医療センター	"	総合医療センター	"
こころの医療センター	"	こころの医療センター	"	こころの医療センター	"	こころの医療センター	"	こころの医療センター	"
萩看護学校	"	萩看護学校	"	萩看護学校	"	萩看護学校	"	萩看護学校	"
中央児童相談所	"	中央児童相談所	"	中央児童相談所	"	中央児童相談所	"	中央児童相談所	"
岩国	"	岩国	"	岩国	"	岩国	"	岩国	"
萩	"	萩	"	萩	"	萩	"	萩	"
このみ園	"	このみ園	"	このみ園	"	このみ園	"	このみ園	"
産業技術センター	"	産業技術センター	"	産業技術センター	"	産業技術センター	"	産業技術センター	"
東部高等産業技術学校	"	東部高等産業技術学校	"	東部高等産業技術学校	"	東部高等産業技術学校	"	東部高等産業技術学校	"
西部	"	西部	"	西部	"	西部	"	西部	"
山口農林事務所	"	山口農林事務所	"	山口農林事務所	"	山口農林事務所	"	山口農林事務所	"
美祢	"	美祢	"	美祢	"	美祢	"	美祢	"
長門	"	長門	"	長門	"	長門	"	長門	"
下関水産振興局	"	下関水産振興局	"	下関水産振興局	"	下関水産振興局	"	下関水産振興局	"
柳井水産事務所	"	柳井水産事務所	"	柳井水産事務所	"	柳井水産事務所	"	柳井水産事務所	"
萩	"	萩	"	萩	"	萩	"	萩	"
周南土木建築事務所	"	周南土木建築事務所	"	周南土木建築事務所	"	周南土木建築事務所	"	周南土木建築事務所	"
防府	"	防府	"	防府	"	防府	"	防府	"
山口宇部空港事務所	"	山口宇部空港事務所	"	山口宇部空港事務所	"	山口宇部空港事務所	"	山口宇部空港事務所	"
教育庁義務教育課防府分室	"	教育庁義務教育課防府分室	"	教育庁義務教育課防府分室	"	教育庁義務教育課防府分室	"	教育庁義務教育課防府分室	"
下関	"	下関	"	下関	"	下関	"	下関	"
萩	"	萩	"	萩	"	萩	"	萩	"
山口図書館	"	山口図書館	"	山口図書館	"	山口図書館	"	山口図書館	"
山口博物館	"	山口博物館	"	山口博物館	"	山口博物館	"	山口博物館	"
美術館	"	美術館	"	美術館	"	美術館	"	美術館	"
萩美術館・浦上記念館	"	萩美術館・浦上記念館	"	萩美術館・浦上記念館	"	萩美術館・浦上記念館	"	萩美術館・浦上記念館	"
文書館	"	文書館	"	文書館	"	文書館	"	文書館	"
安下庄高等学校	"	安下庄高等学校	"	安下庄高等学校	"	安下庄高等学校	"	安下庄高等学校	"
久賀	"	久賀	"	久賀	"	久賀	"	久賀	"
岩国	"	岩国	"	岩国	"	岩国	"	岩国	"
高森	"	高森	"	高森	"	高森	"	高森	"
岩国工業	"	岩国工業	"	岩国工業	"	岩国工業	"	岩国工業	"
熊毛南	"	熊毛南	"	熊毛南	"	熊毛南	"	熊毛南	"
光丘	"	光丘	"	光丘	"	光丘	"	光丘	"
下松	"	下松	"	下松	"	下松	"	下松	"
華陵	"	華陵	"	華陵	"	華陵	"	華陵	"

下松工業	"	"	6月14日	"	"	"	廣 治
熊毛北	"	"	5月16日	"	"	"	廣 治
徳山	"	"	6月14日	"	"	"	廣 治
徳山北	"	"	5月18日	"	"	"	廣 治
鹿野	"	"	"	"	"	"	廣 治
徳山商業	"	"	"	"	"	"	廣 治
徳山工業	"	"	6月14日	"	"	"	廣 治
山口農業	"	"	"	"	"	"	廣 治
宇部	"	"	8月18日	"	"	"	廣 治
宇部西	"	"	6月12日	"	"	"	廣 治
美祢	"	"	5月17日	"	"	"	廣 治
下関南	"	"	"	"	"	"	廣 治
豊北	"	"	"	"	"	"	廣 治
下関中央工業	"	"	6月13日	"	"	"	廣 治
下関工業	"	"	"	"	"	"	廣 治
大津	"	"	"	"	"	"	廣 治
日置農業	"	"	"	"	"	"	廣 治
水産	"	"	"	"	"	"	廣 治
徳佐	"	"	"	"	"	"	廣 治
下関中等教育学校	"	"	5月22日	"	"	"	廣 治
盲学校	"	"	"	"	"	"	廣 治
聾学校	"	"	6月12日	"	"	"	廣 治
徳山養護学校	"	"	5月30日	"	"	"	廣 治
岩国警察署	"	"	6月16日	"	"	"	廣 治
柳井	"	"	"	"	"	"	廣 治
平生	"	"	"	"	"	"	廣 治
光	"	"	"	"	"	"	廣 治
下松	"	"	"	"	"	"	廣 治
山口	"	"	"	"	"	"	廣 治
小郡	"	"	"	"	"	"	廣 治
宇部	"	"	"	"	"	"	廣 治
小野田	"	"	"	"	"	"	廣 治
厚狭	"	"	"	"	"	"	廣 治
美祢	"	"	"	"	"	"	廣 治

長門 " " 2日 村 田 博
 萩 " " 29日 竹 田 廣
 長府 " " 13日 村 田 哲
 企業局 " " 7月12日 " 泉 利 治

" " " 13日 小 竹 泉 廣

村 田 義 博
 村 田 哲 雄
 小 泉 利 治
 竹 田 義 廣
 村 田 義 博

監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正と認められたが、なお、改善留意すべき事項は、次のとおりである。

医療保険課

保健師等修学資金返納金の収入未済があった。

健康増進課

予定価格が山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号。以下「規則」という。）第165条の2に規定する額を超える業務委託において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第1号に該当する複数の随意契約を締結しているものがあった。

こども未来課

児童扶養手当返納金、母子寡婦福祉資金貸付金及び母子寡婦福祉資金貸付金連約金の収入未済があった。

障害者支援課

障害者住宅整備資金貸付金の収入未済があった。

農業経営課

農業改良資金貸付金の収入未済があった。

<p>高等学校進学奨励費の収入未済があった。</p> <p>教育庁学校安全・体育課 物品製作売買契約において、予定価格を決定していないものがあつた。</p> <p>岩国健康福祉センター</p>	<p>下関水産振興局 各種漁港施設の敷地の使用料並びに荷さばき所その他の建物、各種漁港施設の敷地及び漁港区域内の水域における水面の占用料の収入未済があつた。</p> <p>柳井水産事務所</p>
<p>1 生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金及び母子寡婦福祉資金貸付金連約金の収入未済があつた。</p> <p>2 契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品購入契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあつた。</p> <p>柳井健康福祉センター</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金及び母子寡婦福祉資金貸付金連約金の収入未済があつた。</p> <p>山口健康福祉センター</p>	<p>庁用自動車の継続検査の時期が遅延しているものがあつた。</p> <p>周南土木建築事務所</p> <p>庁用自動車の継続検査の時期が遅延しているものがあつた。</p> <p>教育庁義務教育課下関分室</p>
<p>生活保護費返還金及び母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があつた。</p> <p>萩健康福祉センター</p>	<p>1 通勤手当の支給額を誤っているものがあつた。 なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。</p> <p>2 年間の予定使用量を超える切手を保有していた。</p> <p>美術館</p>
<p>母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があつた。</p> <p>中央児童相談所</p> <p>児童保護費及び情緒障害児短期治療施設運営費の収入未済があつた。</p> <p>萩児童相談所</p>	<p>年間の予定使用量を超える切手を保有していた。</p> <p>安下庄高等学校</p> <p>令第167条の2第1項第1号に該当する業務委託の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあつた。</p> <p>岩国工業高等学校</p>
<p>児童保護費の収入未済があつた。</p> <p>美祿農林事務所</p>	<p>工事請負契約において、随意契約によることとした理由を明らかにしていないものがあつた。</p> <p>下松高等学校</p>
<p>1 令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあつた。</p> <p>2 契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える工事請負契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあつた。</p> <p>長門農林事務所</p>	<p>令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあつた。</p> <p>華陵高等学校</p>
<p>業務委託契約において、随意契約によることとした理由を明らかにしていないものがあつた。</p>	<p>物品購入契約において、予定価格を超える価格をもって申込みをした者を契約の相手方としているものがあつた。</p>

下松工業高等学校

扶養手当の支給額を誤っているものがあった。

なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。

鹿野高等学校

令第167条の2第1項第1号に該当する物品修繕の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

美祢高等学校

時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあった。

なお、不足額については、追払い済みである。

盲学校

- 1 営繕工事の契約において、予定価格を決定せず、かつ、契約の方法を明らかにしていないものがあった。
- 2 契約金額が規則第130条第1号に規定する額を超える営繕工事の契約において、契約書を作成していないものがあった。

岩国警察署

単身赴任手当の支給額を誤っているものがあった。

なお、過渡しとなった金額については返納済み、不足額については追払い済みである。

平成十八年十一月二十八日発行

発行所

山口県知事庁

定価一箇月 金二千七百円（送料共）